

1 協議事項名（議案名）

徳島県公立高等学校普通科の通学区域制の見直し方針について

2 協議理由（提案理由）

通学区域制に関する有識者会議からの提言を受け、令和8年度以降の徳島県公立高等学校入学者選抜における通学区域の設定について、方針を明らかにする必要があるため

徳島県公立高等学校普通科の
通学区域制の見直し方針（案）

徳島県教育委員会

徳島県公立高等学校普通科の通学区域制の見直し方針

「通学区域制に関する有識者会議」から令和7年3月に提出された報告書の内容を踏まえ、公立高等学校普通科における通学区域制について、次のとおり見直しを行う。

1 通学区域制の変更

令和11年度入学者選抜から、県立高校普通科の通学区域を県内全域とすることとし、適切な時期に「徳島県立高等学校通学区域等に関する規則」の改正を行う。

2 学区外からの合格者数の上限を定める流入率の変更

令和8年度入学者選抜から、学区外からの合格者数の上限を定める流入率を、次のとおり変更する。

(1) 令和8年度入学者選抜

第1学区については、20%から22%に、第2学区については、12%から14%に、第3学区の「城南高校、城北高校、徳島北高校」については、12%から14%にそれぞれ引き上げることとし、令和8年度徳島県公立高等学校入学者選抜基本方針に反映する。

(2) 令和9年度、令和10年度入学者選抜

流入率引上げ後の選抜結果等を勘案し、各年度の徳島県公立高等学校入学者選抜基本方針において決定する。

【留意事項】

- ・大きな混乱を招くことがないよう、生徒、保護者及び学校等に対し、十分な周知を図る。
- ・徳島市立高校については、徳島市が主体的に検討と判断を行い、各年度の徳島県公立高等学校入学者選抜基本方針において決定する。

徳島県公立高等学校普通科の 通学区域制の在り方について

< 報 告 書 >

令和7年3月

通学区域制に関する有識者会議

目 次

はじめに

1	入学者選抜（公立高校普通科の通学区域制）に関する提言……………	1
2	今後の検討を要する事項……………	2
（１）通学区域制に関する事項について		
①	高等学校の募集定員について	
②	入学者選抜制度の改革について	
③	遠距離通学について	
（２）公立高校の在り方の方向性に関する意見		

参考資料

資料 1	徳島県公立高等学校普通科の通学区域……………	4
資料 2	徳島県公立高等学校普通科及び私立高等学校の配置……………	5
資料 3	通学区域制に関するこれまでの経緯……………	6
資料 4	通学区域制に関する有識者会議開催経過……………	8
資料 5	通学区域制に関する有識者会議設置要綱……………	9
資料 6	通学区域制に関する有識者会議委員……………	10

はじめに

本県の公立高校普通科における3通学区域は、過度な受検競争の緩和や地元高校の育成を目的に、昭和47年度入学者選抜において導入されたものである。以降、平成16年度入学者選抜での徳島市内普通科における総合選抜制度の廃止や、令和3年度入学者選抜での城東高校の全県一区化など部分的な制度変更は行ってきたが、基本的な枠組みを維持し、現在に至っている。

この間、通学区域制は、徳島市内普通科高校の過度な一極集中を緩和し、地元高校の育成や遠距離通学の抑制など、一定の役割を果たしてきた一方で、依然として徳島市内普通科高校において、学区内外の生徒間で学力検査の合格最低点に明確な差が生じているなどの点で不公平な状態が続いている。

こうした状況を踏まえ、学識経験者や学校関係者からなる「通学区域制に関する有識者会議」が新たに設置され、令和6年6月に開催した第1回会議において、県教育委員会教育長から、本県の公立高校普通科における通学区域制の在り方について、様々な角度から検討するよう要請が行われた。

本有識者会議では、この要請を受け、計6回の会議を開催し、全24市町村教育委員会を対象とした聞き取り調査の結果や、県内全ての市町村立中学校、公立高等学校の生徒、保護者及び教員等を対象としたアンケート調査の結果も参考としつつ、慎重に検討を進めてきた。

この度、その検討結果を取りまとめたので、報告する。

なお、検討過程において、通学区域制と今後の公立高校の在り方は分けて考えることは難しく、同時に進めることが重要であるとの認識のもと、様々な意見が表明された。

このため、本報告では、「入学者選抜（公立高校普通科の通学区域制）」に対する提言と併せて、「公立高校の在り方の方向性」についても、意見を取りまとめている。

さらに、通学区域制の将来的な在り方を議論する中で、併せて検討が必要と提案のあった事項については、「今後の検討を要する事項」として、その考え方とともに申し添えておくこととした。

県教育委員会においては、本報告を基に具体的な検討を進め、通学区域制の撤廃に向けた取組を着実かつ迅速に実行されることを期待する。

1 入学者選抜（公立高校普通科の通学区域制）に関する提言

- (1) 令和11年度入学者選抜から、県立高校普通科の通学区域を県内全域とすること
- (2) 通学区域制の撤廃に向けた激変緩和の措置として、流入率の引上げ措置を令和8年度入学者選抜から講じ、段階的に引き上げること

<検討の経緯>

有識者会議では、通学区域制の将来的な在り方について、受検機会の公平性などの観点から撤廃するべきとの意見が多数を占め、第3回会議において、将来的に撤廃する方向で議論を進めることが確認された。

また、通学区域制撤廃までの移行措置については、「流入率の変更」や「県内全域を通学区域とする新たな学校の設定」、「通学区域の見直し」の3つの手法について、それぞれの長所や課題、移行措置を講じる場合の留意点等について検討を行った。第5回・第6回会議において、通学区域制の撤廃時期は「令和11年度入学者選抜」から、移行措置については「流入率の変更」が適当であるとの意見で、本有識者会議の結論を取りまとめることができた。こうした議論の内容を踏まえ、提言として取りまとめた。

<考え方及び留意事項－提言(1)について－>

- 県立高校普通科の通学区域を県内全域とすることによって、公平な受検機会が創出されることが期待できる。
- 通学区域を県内全域と設定する時期は、入試制度変更の生徒や学校に対する影響を考慮し、令和11年度入学者選抜からとすることが適当である。
- 大きな混乱を招くことがないよう、県教育委員会は、生徒、保護者及び学校等に対し、十分な周知を図ることが必要である。
- 徳島市立高校については、徳島市が主体的に検討と判断を行うものとする。

<考え方及び留意事項－提言(2)について－>

- 第3学区の流入率を引き上げる場合には、第3学区の生徒にとっても学区外の普通科を選択しやすいよう、第1学区及び第2学区の流入率を引き上げるといった仕組みを整備することが必要である。
- 流入率の変更を実施する時期は、通学区域制の早急な見直しを求める声も考慮すると、令和8年度入学者選抜からとするのが適当であり、流入率の引上げ幅は、過去の実績を踏まえ、令和8年度入試は2%、令和9年度入試、令和10年度入試は、引上げ後の選抜結果等を勘案して決定することが望ましい。
- 以上を十分踏まえた上で、流入率変更の判断や、変更する場合の各学区における具体的な数値の決定については、入学者選抜制度全体の中で、出願状況や進路指導への影響等を見極めながら検討を進める必要があることから、県教育委員会に委ねることが適当である。
- 大きな混乱を招くことがないよう、県教育委員会は、生徒、保護者及び学校等に対し、十分な周知を図ることが必要である。
- 徳島市立高校については、徳島市が主体的に検討と判断を行うものとする。

2 今後の検討を要する事項

今回の有識者会議では、通学区域制の将来的な在り方を議論する中で、これからの本県高等学校教育を見据え、次に挙げる事項についても検討を要するのではないかとの意見があった。そこで本報告では、通学区域制に関する提言に加え、有識者会議として今後の検討を要する事項について申し添えておくこととした。

特に、公立高等学校の在り方の方向性については、第5回会議において議論を行い、将来の「公立高校の配置」や「生徒に選ばれる学校づくり」に関する意見が出されており、通学区域制の撤廃までの移行期間中に本格的な検討を進め、できることから速やかに実現する必要があるとの認識のもと、意見を取りまとめている。

(1) 通学区域制に関する事項について

①高等学校の募集定員について

県教育委員会が、毎年、県内の中学3年生を対象として実施している「進学希望調査」の結果によると、徳島市内に位置する各高等学校では、設定されている募集定員に対して、進学を希望する生徒数が、概ね上回っているという状況が見受けられる。

また、人口減少が著しい地域や、徳島市周辺の高等学校では、募集定員を大きく下回っているところも見受けられる。

高等学校の募集定員については、中学3年の生徒数や進学希望調査の状況のほか、多様な観点から総合的に勘案した上で設定されていると思われるが、15歳人口の動向も踏まえ、中学生の主体的な進路選択により一層資するよう、適切な検討がなされることを期待する。

②入学者選抜制度の改革について

通学区域制の撤廃によって、特定の高校への志願者の集中による不合格者の増加や学校間格差の助長などの状況が起こるおそれもあり、中学校での進路指導や生徒の進路選択に影響を与えることから、入学者選抜制度の改善が必要であると考えられる。

県立高校に対する生徒・保護者のニーズは多様化していることから、県立高校は、様々な特色を有する自校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーを一層明確にした上で、正確かつ効果的に伝えることが重要である。入学者選抜制度はこれらを反映し、中学生が自身の「得意分野」、「興味・関心」及び「将来の進路先」等を考えて、将来の自己実現につながる志望校を主体的に選択できるようにすることが望まれる。併せて、複数回の受検が可能になるよう、入試制度を見直すことも求められる。

③遠距離通学について

現行の通学区域以外の高校に進学する生徒が増加することが予想され、通学時間や通学費用の負担が増大することが考えられる。通学が長時間になることで部活動等が制約され、ゆとりのある高校生活が阻害されることも懸念される。

また、交通費の負担により、志願校を変更せざるを得ない生徒が出ることも予想される。これら通学区域制の撤廃により予想される遠距離通学の問題については、きめ細かい対応が求められる。

(2) 公立高校の在り方の方向性に関する意見

- ①普通科高校の適正配置や再編統合など公立高校の在り方について、検討委員会において議論し、方針を示すことが必要
- ②県西部・県南部の拠点校を定め、新校舎を整備するなど教育環境の公平性を担保することが必要
- ③地元自治体をはじめ、多様な主体とともに各高校のさらなる特色化・魅力化を進めることが必要

<主な意見－①について－>

- 可能な限り早期に検討委員会を設置し、本有識者会議で出された意見やアンケート結果を参考にしつつ、県教育委員会が高校の配置や規模に関する考え方を示した上で、再編統合を含めた具体的な検討を行う必要がある。
- 今後、各地域の生徒数がさらに減少する中、現在の高校の配置を維持することは難しいと考える。通学区域制の廃止を見据え、普通科高校を中心とした公立高校の在り方についての方針を、県教育委員会は示すべきである。
- 県内のどこに居住していても通学可能な範囲に行きたい学校があることを実現する方向で、高校の配置や整備を検討すべきである。

<主な意見－②について－>

- 通学区域制の廃止を見据え、県西部・県南部において拠点校を設け、全県的な見地からバランスのとれた教育環境の整備を行うべきである。
- 第3学区とその他の学区では、普通科設置校の校舎築年数に大きな差がある。新校舎の整備など、必要と考えられる施策が講じられることなく通学区域制が撤廃された場合、徳島市内への一極集中が加速し、学校の存続や地域の衰退が危惧される。
- 高校の小規模化が進行する中、学校間連携や遠隔授業の推進により、多様な学びの機会を提供して、高校教育の質を担保することが望ましい。

<主な意見－③について－>

- 県の取組と併せ、市町村も人的・物的・財政的支援など、地域の高校を育成するとの立場からの踏み込んだ取組が求められる。
- 全公立高校に設置されている学校運営協議会を十分に生かし、各高校のスクール・ポリシーを起点として地域との連携・協働を促進することが重要である。
- 多様な主体との連携協力がなくては高校魅力化の実現は困難である。地元自治体や企業などの協力を得て、取組の先鋭化も必要であると考えられる。
- 各高校とも、限られた人材と予算、時間の中で、特色ある教育活動に取り組んでいる。さらなる特色化・魅力化を図るためには、継続的に予算を確保するとともに、ハード面での魅力化などにも積極的に支援すべきである。

徳島県公立高等学校普通科の通学区域

1 徳島県公立高等学校について

学区	高 校	区 域
第 1	小松島、富岡西、那賀、海部	小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
第 2	鳴門、板野、阿波、名西、阿波西、穴吹、脇町、池田	鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
第 3	城南、城北、徳島北、徳島市立	徳島市
	城東、富岡東、川島	県内全域

※ 重複区域

下表の区域に保護者の住所がある生徒は、上表の第 3 学区の高校に通学することができる。

区 域
佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町、神山町

2 徳島県立高等学校及び徳島市立高等学校に共通する事項

(1) 学区外からの合格者数

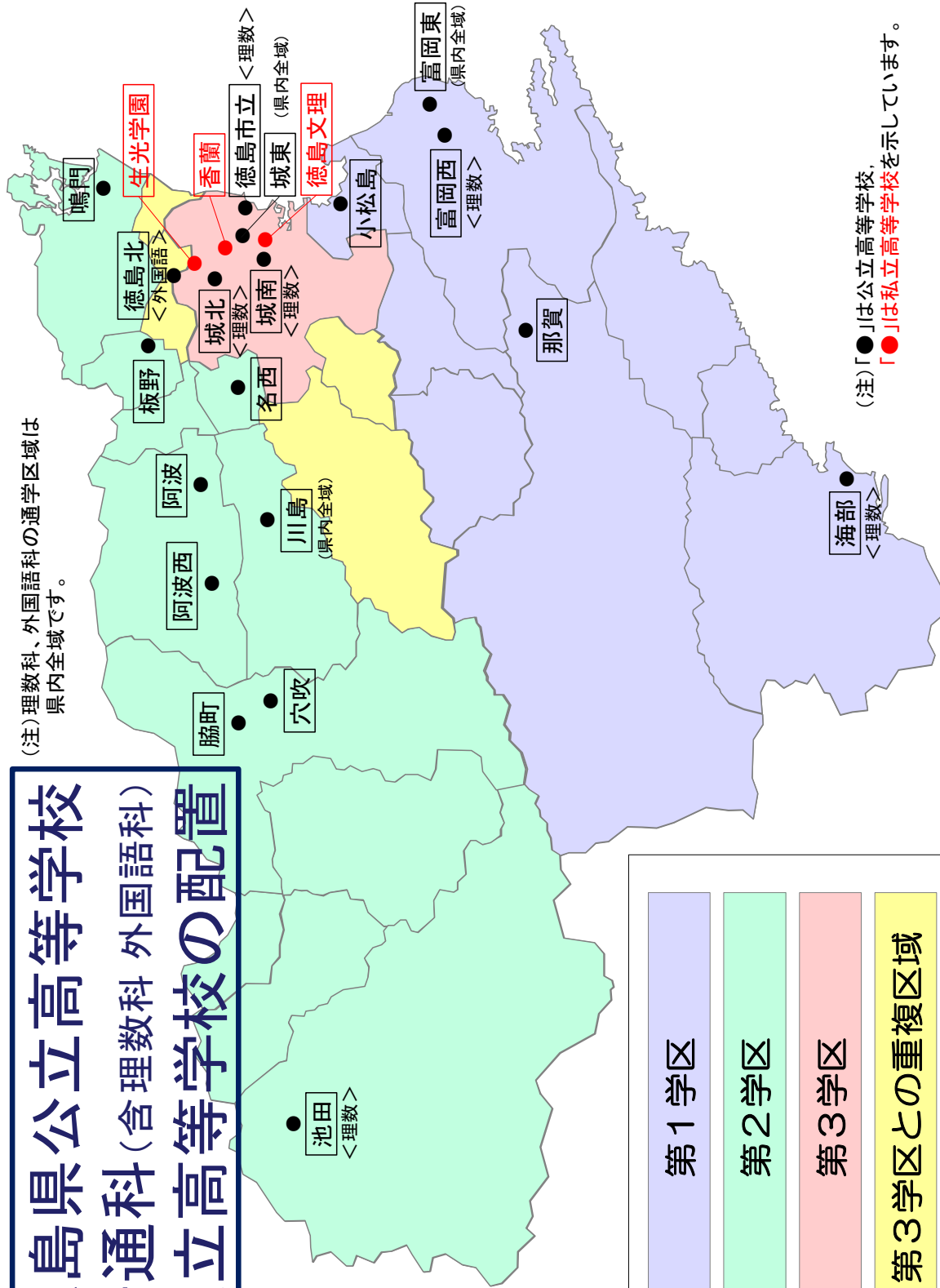
- ① 育成型選抜では、学区外からの合格者数は、第 1 学区は学区内総募集定員の 3 % 以内、第 2 学区は学区内総募集定員の 2 % 以内、第 3 学区は高校ごとに募集定員の 2 % 以内とする。ただし、県教育委員会が定める指定校における運動部指定競技及び文化部指定分野による学区外からの合格者については、この制限を適用しない。
- ② 一般選抜では、学区外からの合格者数は、育成型選抜の入学予定者数と合わせ、第 1 学区は学区内総募集定員の 20 % 以内、第 2 学区は 12 % 以内とし、第 3 学区は高校ごとに、城南高等学校、城北高等学校、徳島北高等学校は募集定員の 12 % 以内、徳島市立高等学校は 8 % 以内とする。ただし、育成型選抜においては、県教育委員会が定める指定校における運動部指定競技及び文化部指定分野による学区外からの入学予定者については、この制限を適用しない。

(2) その他の学科の通学区域

全日制課程の専門学科及び総合学科、定時制課程の全ての学科の通学区域は、県内全域としている。

(注)理数科、外国語科の通学区域は
県内全域です。

徳島県公立高等学校 普通科(含理数科 外国語科) 私立高等学校の配置



(注)「●」は公立高等学校，
「●」は私立高等学校を示しています。

通学区域制に関するこれまでの経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条（平成13年度に規程削除）

（高等学校の通学区域の指定）

第50条 教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該就学希望者が就学すべきその所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にあるその所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。

昭和46年度まで 2学区制（甲学区：県南部、乙学区：県北部、徳島市は共通学区）

昭和47年度 総合選抜制度を開始（城東高校、城南高校、城北高校、徳島市立高校）
3学区制の導入（丙学区：徳島市を設置）
重複区域の指定（佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町）
流入率の設定（丙学区のみ：20%）
※ 昭和51年度（15%）、昭和53年度（13%）、昭和55年度（12%）、昭和57年度（8%）

昭和51年度 重複区域に神山町を追加

昭和55年度 総合選抜校に城ノ内高校を追加

平成9年度 総合選抜校に徳島北高校を追加

平成11年度～13年度 ●通学区域に係る規程の削除を踏まえ、「徳島県公立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会」において通学区域についても検討
→徳島県高校教育改革推進計画に反映
【内容】3学区制維持

平成16年度 流入率の設定及び変更 ※学区の名称を、甲乙丙から第1～第3に変更
（第1学区、第2学区は8%、第3学区は高校ごとに8%）
総合選抜制度の廃止
城ノ内高校（中高一貫教育開始） ※通学区域を県内全域

平成18年度 城南高校応用数理科及び徳島北高校国際英語科設置
川島高校（中高一貫教育開始） ※通学区域：県内全域

平成19年度 流入率の変更（第1学区のみ：8% → 10%）

平成22年度 富岡東高校（中高一貫教育開始） ※通学区域：県内全域

平成30年度 城北高校理数科学科設置 ※通学区域：県内全域

●通学区域制に関する有識者会議設置
→通学区域制に関する有識者会議報告書（提言）提出
【内容】新たな全県一区校の設定、流入率の引上げ

令和2年度 流入率の変更（第1学区：15%、第2学区：10%、
第3学区：城東12%、城南・城北・徳島北10%、徳島市立8%）

令和3年度 流入率の変更（第1学区：20%、第2学区：12%、
第3学区：城南・城北・徳島北12%、徳島市立8%）
城東高校の通学区域を県内全域
城ノ内高校の生徒募集停止（中等教育学校に移行のため）

（注）流入率はそれぞれ記載の率以内

(フロー図)

元号	年度	学区・重複区域	流入率	総合選抜制度	全県一区化	会議等
昭和	～ 46	2 学区制 甲学区：県南部 乙学区：県北部 ※徳島市は共通学区				地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条 (通学区区域の指定)
	47	3 学区制導入 丙学区：徳島市 【重複区域】 佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町	丙学区のみ 20% ↓ 15% ↓ 13% ↓ 12% ↓ 8%	総合選抜制度開始 (城東、城南、城北、徳島市立)		
	51	【重複区域】 神山町追加				
	53					
	55			城ノ内を追加		
	57					
平成	9			徳島北を追加		※H13 規程削除
	13					入学者選抜制度改善検討委員会で通学区区域について検討
	16	学区の名称を 甲乙丙から 第1～第3に変更	第1学区：8% 第2学区：8% 第3学区： 高校ごと8%	総合選抜制度廃止	城ノ内 (中高一貫) 城南 (応用数理科) 徳島北 (国際英語科) 川島 (中高一貫)	
	18					
	19		第1学区のみ 10%に変更			
	22				富岡東 (中高一貫)	
	30				城北 (理数科学科)	通学区区域制に関する有識者会議設置
	3					
	2		第1学区：15% 第2学区：10% 第3学区 城東：12% 城南・城北・ 徳島北：10% 徳島市立：8%			
	3		第1学区：20% 第2学区：12% 第3学区 城南・城北・ 徳島北：12% 徳島市立：8%		城東 ※城ノ内 生徒募集停止	

通学区域制に関する有識者会議開催経過

令和6年6月4日(火) 第1回

【主な内容】

<事務局説明>

- 本県における現行の通学区域制について
- 前回見直し（令和2年度、3年度）の検証結果について
- 市町村からの要望内容について

<意見交換>

- 通学区域制の将来的な在り方について

令和6年7月24日(水) 第2回（第1回総合教育会議合同開催）

【主な内容】

<事務局説明>

- 市町村教育委員会対象の聞き取り調査結果
- 通学区域制に関する全国の状況について

<意見交換>

- 通学区域制の将来的な在り方について

令和6年8月27日(火) 第3回

【主な内容】

<事務局説明>

- これまでの議論について

<意見交換>

- 通学区域制に係る見直し案の検討について

令和6年10月31日(木) 第4回

【主な内容】

<事務局説明>

- これまでの議論について
- 通学区域制に関するアンケート結果について

<意見交換>

- 通学区域制見直しの具体について

令和6年12月27日(金) 第5回

【主な内容】

<事務局説明>

- これまでの議論の整理について
- 通学区域制に関するアンケート結果について

<意見交換>

- 公立高校の在り方の方向性について
- 通学区域制見直しの具体について

令和7年1月29日(水) 第6回

【主な内容】

<事務局説明>

- これまでの議論の整理について

<意見交換>

- 通学区域制見直しの具体について
- 「徳島県公立高等学校普通科の通学区域制の在り方について」報告（素案）

通学区域制に関する有識者会議設置要綱

（設置）

第 1 条 徳島県公立高等学校の全日制課程における普通科の通学区域制の在り方について検討するため、「通学区域制に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項を検討する。なお、検討結果については、徳島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- （１）普通科高校における通学区域制の在り方に関する事項
- （２）その他通学区域制の在り方に関連して検討が必要な事項

（組織）

第 3 条 委員は、学識経験者、行政関係者及び学校関係者のうちから、教育長が委嘱する。

（座長及び副座長）

第 4 条 有識者会議に、座長 1 人及び副座長 1 人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第 5 条 有識者会議は、教育長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 有識者会議及び有識者会議の資料は原則公開とする。ただし、有識者会議に諮り、公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

（庶務）

第 6 条 有識者会議の庶務は、教育委員会事務局教育創生課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、有識者会議に諮り定める。

附 則 この要綱は、令和 6 年 5 月 1 4 日から施行する。

令和 6 年度 通学区域制に関する有識者会議委員

氏 名	役 職 等
○ 青 木 正 繁	医療法人新心会総務部 次長
赤 松 梨江子	四国まなび未来ネットワーク研究所 代表 文部科学省CSマイスター
大 杉 麻 弥	徳島市・名東郡PTA連合会中学部会 会長 徳島市徳島中学校 PTA会長
金 西 計 英	徳島大学高等教育研究センター 教授
喜 多 利 生	石井町教育委員会 教育長
◎ 佐 古 秀 一	鳴門教育大学 学長
隅 田 徹	株式会社えんがわ 代表取締役
孝 志 茜	公認会計士
高 畑 聖	板野町板野中学校 校長
田 崎 隆 也	鳴門市PTA連合会中学校部会 会長
寺 澤 昌 子	徳島県立城北高等学校 校長
納 田 明 豊	有限会社NOUDA 代表取締役
松 尾 真千子	徳島県中学校長会 会長 徳島市富田中学校 校長
松 本 賢 治	徳島県市町村教育委員会連合会 会長 徳島市教育委員会 教育長
水 本 徳 子	小松島市小松島中学校 学校運営協議会委員
宮 本 淳	徳島県高等学校長協会 会長 徳島県立脇町高等学校 校長
安 田 佳 子	阿波市立阿波中学校 学校運営協議会委員

<◎：座長、○：副座長>

(50音順、敬称略)